

# 水道料金・下水道使用料などの未納に関する対応について

水道料金等は、納期限までの納付をお願いしています。が、一部の方については納期限を経過しても納付されていません。

その場合、督促状や催告書を送付し、それでもなお、納付されない場合や納付相談がない場合は、次のような対応を取ることとなります。

**【水道(簡易水道)料金の滞納】**  
給水停止予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合や納付誓約をしない場合には、やむを得ず給水停止を実施しています。それでも滞納が解消されない場合は、裁判所への手続きを行った上で、財産の差し押さえの手続きを取ることとなります。

**【下水道使用料・集落排水使用料・下水道事業受益者負担金・集落排水事業受益者分担金の滞納】**

財産差押予告通知書を送付し、指定期限までに納付されない場合には、給与や預貯金などの差し押さえを行うこと

となります。

ただし、集落排水使用料については、裁判所の手続きを行った上で差し押さえを行うこととなります。

水道事業は法令に基づき、皆さまからの料金収入を基本に運営しています。安心・安全な水道水を安定的に供給するための施設の更新や維持管理には、皆さまの水道料金が

あてられています。町では、財源の確保や公平性の確保の観点から、今後も引き続き滞納整理を強化していきますので、未納のある方は、速やかに納付または納付相談をお願いします。

**【問い合わせ・納付相談先】**

・環境水道課業務係  
☎0137-63-2020  
・熊石総合支所地域振興課  
☎01398-2-3111

## IT町民サポートセンター

毎月第2、第4木曜日はIT町民サポートセンターの日です。町民のパソコンのトラブルやお悩みについて無料で相談に応じます。パソコンの持ち込みや電話での相談も受け付けますのでお気軽にご利用ください。

内容および日程	日 程	会場・電話番号	時 間 帯
	12月14日(木)	八雲町公民館 2階 パソコン室 ☎0137-63-3131(内線304)	午後7時~8時
	12月28日(木)	はぴあ八雲 1階 情報交流室 ☎0137-68-2228(内線12)	

八雲税務署からのお知らせ  
**確定申告は「マイナンバーカード」+「e-Tax」で「簡単」に「便利」に！**

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを使って「e-Tax」での提出をすることや、青色申告決算書・収支内訳書を作成することが可能です。

なお、税務署で申告を希望される際には、次の2点を持参ください。

- ① スマホやパソコン
- ② 次のいずれか
  - ・マイナンバーカードおよびその暗証番号
  - ・ID・パスワード

**【問い合わせ先】**

八雲税務署  
☎0137-63-2148  
※自動音声がかかりますので「2」を選択してください。



国税庁HP

故人への想いを  
伝えるお手伝い



あおいセレモニー

二海郡八雲町東町247-1  
☎0137-64-2855

- ・365日 24時間対応
- ・各宗派の葬儀のご相談のほか法要・仏壇・仏具墓石等に関することもお気軽にご相談ください。(新型コロナウイルス感染防止対策実施中)

（広告）